

第1回米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会

日 時 令和8年6月29日（月）午後3時00分開会
場 所 米子市立図書館2階多目的研修室

～次 第～

1 開会

2 教育長あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長の互選

5 議事

（1）米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の概要説明
【資料1】

（2）第4次計画の振り返り
【資料2】

（3）第5次計画の策定方針
【資料3】

6 その他

7 閉会

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員名簿

令和8年6月1日現在

区 分	氏 名	所 属
学識経験を有する者 (1号関係)	より た けい こ 頼 田 敬 子	米子市小学校長会
学識経験を有する者 (1号関係)	お き さ と し 隠 樹 佐 与 志	米子市中学校長会
学識経験を有する者 (1号関係)	やま だ とも こ 山 田 知 子	鳥取県立皆生養護学校
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	かわ つ る み こ 河 津 ル ミ 子	米子市社会教育委員の会
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	わた なべ なお こ 渡 邊 眞 子	米子市図書館協議会
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	くさ わけ のり よし 草 分 紀 吉	米子市児童文化センター運営委員会
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	かね もと ゆ か 金 本 由 香	米子市小中PTA連合会
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	まつ しま かず ひろ 松 嶋 和 広	米子市私立幼稚園・ 認定こども園協会
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	つぼ くら とし き 坪 倉 寿 樹	鳥取県高等学校図書館教育研究会 西部支部
その他、教育長が適当と認 める者(3号関係)	ささ か けい こ 笹 鹿 啓 子	公募による者

(順不同)

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）（以下「推進ビジョン」という。）の案について検討するため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの案及び当該推進ビジョンの案の作成に関し必要な事項について意見を取りまとめ、これを教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の概要

1. 計画の目的

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力や表現力を高め、心を豊かにして生きる力を身に付けるために欠かせないものである。本計画は、すべての子どもがいろいろな機会や場所において、自主的・自発的に読書活動に取り組める環境を米子市全体で整備し、推進していくことを目的としている。

2. 計画の基本情報

対 象	おおむね 18 歳以下のすべての子ども
期 間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
スローガン	「本が大好き、米子の子ども」

3. 4つの基本目標

幼い頃から読書を習慣化するため、米子市全体で以下の 4 項目を基本目標として推進する。

- (1) 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進と連携
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- (4) 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

4. 子どもの読書活動推進のための方策（概要）

第 4 次計画では主に以下の施策に基づいて子どもの読書活動を推進する。

家庭における子どもの読書活動の推進	○ブックスタート事業の継続 ○絵本の読み聞かせを学ぶ学習講座の開催、おすすめの本リストの配布等、保護者への普及啓発
地域における子どもの読書活動の推進 ・市立図書館 ・児童文化センター ・子育て支援センター ・なかよし学級 ・公民館	○児童書・ヤングアダルト向け図書の充実（市立図書館） ○点字図書等の多様な図書の整備（市立図書館） ○移動図書館車の巡回、団体貸出による読書の機会の提供（市立図書館、児童文化センター） ○読書に関する講座の開催（市立図書館、児童文化センター） ○読み聞かせの実施（各施設）
学校等における子どもの読書活動の推進	○学校図書館の資料の充実 ○「朝の読書」の実施 ○図書委員等の活動の支援
子どもの読書活動に関わる人材の育成	○司書教諭、学校司書の配置の充実 ○教職員の読書活動に関わる研修機会の確保 ○読書活動の担い手・読書ボランティアの育成
子どもの読書活動推進への理解・普及啓発	○子どもの読書活動の推進に関する大人への周知 ○「子ども読書の日」に合わせたイベントの実施
子どもの読書活動推進への ICT の活用について	○市立図書館への Wi-Fi 設置に向けた調査・研究

5. 計画のめざす姿（数値目標） 目標年度である令和8年度に向けて、以下の達成をめざす。

	H29 から R2 の平均値	目標値
児童向け図書の貸出冊数 (市立図書館)	196,807 冊	206,647 冊 (5 年間で 5% 増加させる)
移動図書館による特別支援学級 への貸出冊数 (児童文化センター)	5,599 冊	6,719 冊 (約 20% 増)
全く本を読まない子どもの割合	小学生 (6 年生) : 17.7% 中学生 (3 年生) : 32.0%	小学校 (6 年生) : 10% 中学校 (3 年生) : 20%

米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の振り返り

1. 全体総括

「本が大好き、米子の子ども」をスローガンに、図書館や学校等での基礎的な読書環境の整備は着実に進展した。一方で、「大人への普及啓発」「ボランティアの育成」「ICT・電子書籍の活用」に課題を残す結果となった。

2. 分野別 取組状況と評価

(1) 家庭へのアプローチ

成果	ブックスタート事業の継続、図書館での定例おはなし会、推薦図書リストの配布等は着実に実施。
課題	大人たちへの普及啓発については、家庭への更なる働きかけによる改善の余地あり。

(2) 地域における活動（市立図書館・児童文化センター・公民館等）

成果	図書館・児童文化センターでの蔵書充実、移動図書館の巡回、バリアフリー対応、および市立図書館への Wi-Fi 導入を達成。
課題	公民館を拠点とした読み聞かせや蔵書不足への対応に課題があり、地域拠点の活用にはばらつきが存在。

(3) 学校等における活動

成果	全小中学校での「朝の読書」実施、学校図書館の資料充実、保育所等での読み聞かせや家庭貸出は良好に推移。
課題	「読書会」などの多様で主体的な活動機会の提供等更なる工夫が必要。また、電子書籍を活用した読書についての研究が必要。

(4) 人材の育成

成果	全小中学校への司書教諭・学校司書の配置完了と、専門職向けの研修を継続的に実施。
課題	学校や公民館等における読書ボランティアの育成に課題。

(5) 理解・普及啓発

成果	「子どもの読書週間」に合わせた親子で楽しめるイベントの実施。
課題	子どもの読書活動の推進に関する大人たちへの周知が不十分。

(6) ICT の活用

成果	市立図書館に Wi-Fi を設置した。
課題	電子書籍サービスの導入についての調査・研究が必要。

3. 数値目標の達成状況

	H29 から R2 の平均値	目標値	実績値 (R7 時点)
児童向け図書の貸出冊数 (市立図書館)	196,807 冊	206,647 冊 (平均値から 5%増)	181,145 冊 (平均値から 8%減)
移動図書館による特別支援学級への貸出冊数 (児童文化センター)	5,599 冊	6,719 冊 (平均値から 20%増)	6,744 冊 (平均値から 20.5%増)
全く本を読まない 子どもの割合	小学生 (6 年生) : 17.7% 中学生 (3 年生) : 32.0%	小学校 (6 年生) : 10% 中学校 (3 年生) : 20%	小学校 (6 年生) : 28.0% 中学校 (3 年生) : 37.5%

米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）の策定方針

米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）は、次のとおり策定することとする。

1. 名称

「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）」

2. 計画期間等

期 間	令和9年度から令和13年度までの5年間
対 象	おおむね18歳以下のすべての子ども

3. 計画に基づく取組の基本方針

米子市は、子どもの読書活動推進について重要な役割を果たす機関・団体と連携しながら、以下の3つの方針に沿って、子どもの読書活動を推進する。

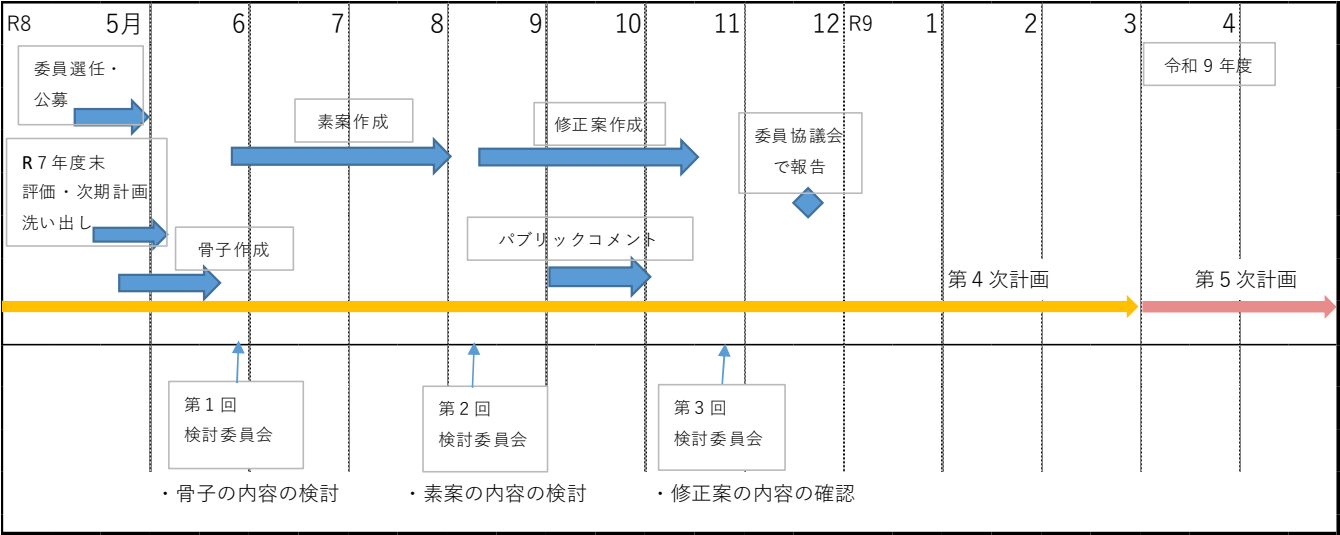
- (1) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (2) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- (3) 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

4. 計画の構成

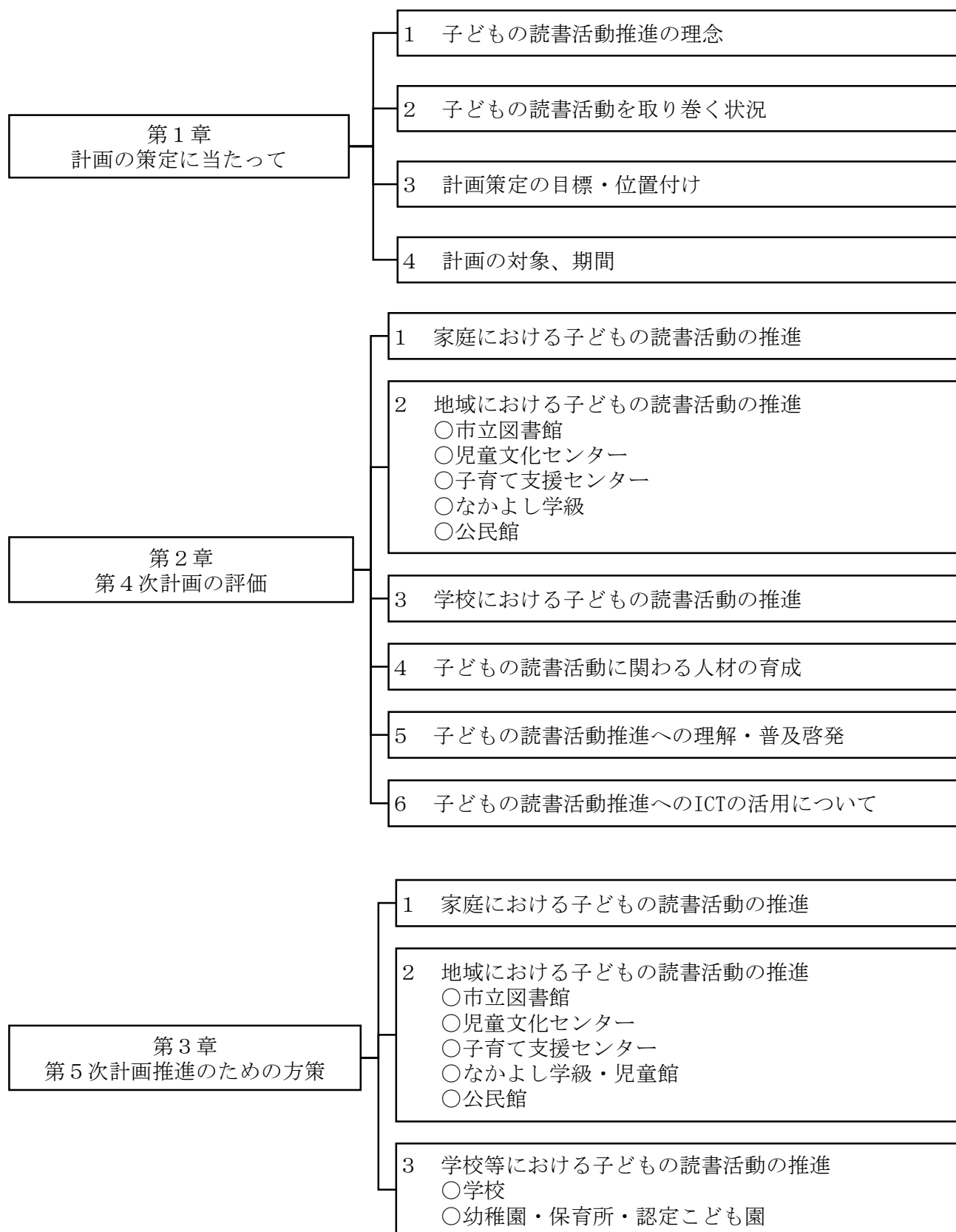
- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

※「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）の構成案」（裏面）を参照

5. 策定スケジュール



米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）の構成案



※第4次計画に記載のあった「4 子どもの読書活動に関わる人材の育成」「5 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発」「6 子どもの読書活動推進へのICTの活用について」の節は第5次計画では削除し、記載されていた取組は1～3の節に振り分けることとする。